

オールタナティブ・ジャスティスのむずかしさ (巻頭エッセイ)

著者	関 雄二
雑誌名	チャスキ : アンデス文明研究会会報
巻	44
ページ	3-4
発行年	2011-12-17
URL	http://hdl.handle.net/10502/5131

オールタナティブ・ジャスティスのむずかしさ

関 雄二（国立民族学博物館教授・アンデス文明研究会顧問）

今年は震災の影響もあり、予算執行などの困難にぶつかりましたが、なんとか例年通りペルー北高地のパコバンパ遺跡の調査を終えることができました。毎年、帰国にあたり、調査を振り返ってみると、記憶に残るような事件の一つや二つに遭遇したことに気づかされます。今年、印象に残った出来事は農民自警団のデモでした。

ペルー北高地、カハマルカ州のチョタ郡は、ペルー有数の酪農地帯であることもあり、牛泥棒が多く、それを防止するため、1970年代に農民自警団が結成された場所として広く知られています。農民自警団は行政組織ではありませんが、パコバンパ村の場合、郡都であるチョタ市やその下の行政単位であるケロコト村レベルの自警団組織の下に属しています。全国レベルの組織もあるようですが、実際に交流があるのは郡レベルまでのようです。パコバンパ村自警団のような最小単位はバセ（スペイン語で基礎の意）と呼ばれ、日ごろの自警団の活動はこのバセを中心に行われます。一方で、周辺の村落の組織と共同で活動することも多く、パコバンパ村も17のバセと常に連携しています。そのとりまとめ役のバセは、全体集会で選ばれます。現在は、パコバンパ村がその役を担っていますが、それはこの村の最も歴史が古く、また構成員の数が多からです。

バセにおける農民自警団の主な活動は、6名ほどで構成されるチームが毎晩2組ずつ交代で行う夜警です。また自分たちの村祭りのときの喧嘩や乱闘の防止や仲裁の役も果たすばかりでなく、近隣の村の祭りでの警備に出向くことも多いようです。

毎月開かれるバセの全体集会では、それらの活動の報告ばかりでなく、義務を怠った構成員に対して課される罰金や義務などを討議します。しかしながら、村レベルの組織としては、最も活発な組織であることから、上水道を含め、日常生活全般にわたる問題もときには扱います。

さて今年の9月下旬、この農民自警団、それもチョタ郡が抱える全農民自警団に声かけられ、最も近い検察局のある町、ワンボスで地方検事に抗議するデモが行われました。集会当日は金曜日で、発掘調査も予定されてはいましたが、重要な集会ということで仕事を中止し、発掘作業員の多くがデモに参加しました。

デモの原因は、地方検事が不起訴とした事件に対する不満からでした。もともとパコバンパ村には派出所すらなく、この村が属する上位の自治体であるケロコト村の警察署ですら4名程度の警官しか勤務していません。道路でさえろくに整備されていない山岳地帯で、しかもガソリン代などの予算を十分に確保できない警察は、パトロールもできず、事実上、治安活動はゼロといってもよい状況にあります。そんな状況ですから、農民自警団の存在は重要であり、この組織がなかったのならば、村人は安心して暮らすこともできないと思います。2年前、金製品を副葬した墓をわれわれが発見したときも、真っ先に警備を提案してくれたのは、この組織でした。

その農民自警団が、9月初旬に、以前パコバンパ村に属する一つのバセで起きた現金泥棒の容疑者の身柄を確保しました。



「パコバンパ村農民自警団の夜回り」 撮影：荒田恵

かつては身柄拘束後に自警団のメンバーが暴力的リンチなどの苦痛を与えていたと聞いていますが、現在では、犯罪が起きた村のバセすべてにおいて1週間ずつ、肉体労働奉仕をさせることで体罰の代わりとしています。今回身柄を拘束された若者は、日本円で40万円相当の盗難に加わったことを認め、また仲間の名前も口にしたと聞いています。

そこで容疑者には、いつも通り、各バセにおける肉体労働奉仕を強要させたのですが、すべてのバセでの奉仕を終える前に、この地方を管轄するワンボスの検事が介入してきました。司法権力以外の組織が容疑者を断定し、拘束することは不当であるとして、身柄を引き渡すようにパコパンパの農民自警団に強要してきたのです。農民自警団側も仕方なくこれに応じました。ところが、その後、担当検事は、この容疑者を釈放してしまったのです。たしかにこうしたパターンはよく見受けられます。今回のケースに限らず、警察や検事にいったん拘束されても、すぐに釈放されてしまうことが後を絶ちません。その背景には容疑者の家族が治安関係者を買収するからだといわれています。今回のケースでも、地方検事が釈放した時期に、容疑者の父親が大金を銀行から引き出したとも聞いています。結局、デモは功を奏し、非難の対象となった検事の上司が、再び容疑者を拘束し、司法手続きを開始することを約束し、農民自警団への非難を引っ込めることで合意が成立しました。

私が興味を惹かれたのは、こうした事件の真相というよりも、事件の背景にあるペルーの現況です。現在、ペルーでは、政治的意味合いが強いにしても、フジモリ元大統領時代の人権侵害が暴かれ、司法制度やその執行も先進国並みに近づけようという関係者が努力しています。司法だけでなく、社会全体のシステムもそうなりつつあるといっても過言ではありません。人間関係のネットワークを利用して解決していた社会から、そうした個人的ネットワークに頼らずとも、誰もが同じスタートラインに立って、平等の権利を確保でき、恩恵に与えられる社会へと移行しようともがいているとも言えます。ある意味でよい方向に向かっているのでしょう。

今回の事件もこうした社会状況を反映していると考えられます。腐敗や買収があったのかもしれませんが、それ以上に、パコパンパのような警察権力が脆弱な場所ですら、国レベルの司法権力が拡大しつつあることを知らされました。もちろんこれが、うまく機能さえすれば、国民の権利の確保、法の下での平等性は保たれそうですが、現実にはそううまくはいかないようです。事実、今回のケースではろくな捜査もせずに容疑者の無罪放免というとんでもない結果をもたらしました。

いずれにしても、ペルーに限らず、こうした在来の治安・司法組織と公的権力との対立や矛盾は、途上国各国で起きています。しかし、そこでは、一方が他方を排除するという形態から共存させていこうという形態へとという変化の兆しが見えつつあ

ります。この場合、国の司法制度外の紛争解決手段の方を、最近ではオルタナティブ・ジャスティスと呼ぶことがあります。

代表的なものとしては、裁判とは異なるさまざまな紛争処理手段として、過去の政治犯罪や集団暴力の真相解明と被害者・加害者和解の実現を目的として設置される真実和解委員会があります。じつは、ペルーでもテロリズム時代における犯罪を解明するためにこの委員会が設置されました。このほかにも、国家が定める裁判制度に頼った場合のコストや時間が馬鹿にならないことから、村落社会の人々の生活に密着したインフォーマルな紛争解決の方法としてコミュニティ・ジャスティスなるものが認定されている国もありますし、日本国内でも裁判外紛争解決手続の制度が拡大しつつあります。

こうしてみると、ペルーではまだその過渡期といえるのかもしれないかもしれません。真実和解委員会はともかく、村落レベルにおける紛争解決手段を国の司法制度に代わるものとして合法化するには至っていません。たしかにオルタナティブ・ジャスティスは万能ではありません。男性優位主義が目立つペルーのような国では、コミュニティにとって正義であっても、女性の権利侵害を招くケースも出てきましようし、その適用には慎重さが求められます。しかしながら、現実には国の司法の手が行き届かぬ場所があることも事実ですから、オルタナティブ・ジャスティスの導入は、必然と言えましょう。

じつは、今回のデモ事件から学ぶことは、単なるペルー社会の分析にとどまらず、私が現在進めるパコパンパ遺跡や出土遺物の保管に関する計画とも関係してきます。仮に、一昨年発見した金製品を収める博物館施設を村人が望むように建設したとしても、警備が必要となります。安全が確保されなければ、文化財の保管を文化省は許さないからです。そこで問題となるのは「警備」の定義です。現在の文化省の方針や規則からすれば、警備とは警察もしくは専門の警備会社のことを指し、農民自警団は念頭にはありません。博物館建設を始めれば、今回の事件と同じような問題が浮上することは目に見えています。

国レベルの法律と現実社会における実践との乖離、乗り越えるべき課題は、ペルーにとっても私たちの調査団にとっても山積みです。

関 雄二 (せき・ゆうじ)

1956年東京生まれ。

国立民族学博物館研究戦略センター教授ならびに総合研究大学院大学教授。

専攻：アンデス考古学、文化人類学。アンデス文明の成立と変容の解明に取り組むかたわら、文化遺産をめぐる問題を人類学的に考察する研究を進め、さまざまな開発プロジェクトに携わってきた。

単著として『アンデスの考古学』(同成社)、『古代アンデス 権力の考古学』(京都大学学術出版会)、編著書として『文明の創造力』(角川書店)、『アメリカ大陸古代文明事典』(岩波書店)、『他者の帝国—インカはいかにして「帝国」となったか』(世界思想社)、『古代アンデス 神殿から始まる文明』(朝日新聞出版)などがある。